宮城県における環境放射線モタリング体制



- ➤ モニタリングポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリングステーション(17局)で、発電所周辺地域の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - 電子線量計(49台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(5台)を整備
 - ・大気モニタ(19局)オートサンプルチェンジャー付きヨウ素サンプラ(5局)で、大気中の放射性物質濃度を測定
- ▶ モニタリングカー等
 - 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション (非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



大気モニタ、オートサンプルチェンジャー 付きヨウ素サンプラ



モニタリンク゛カー

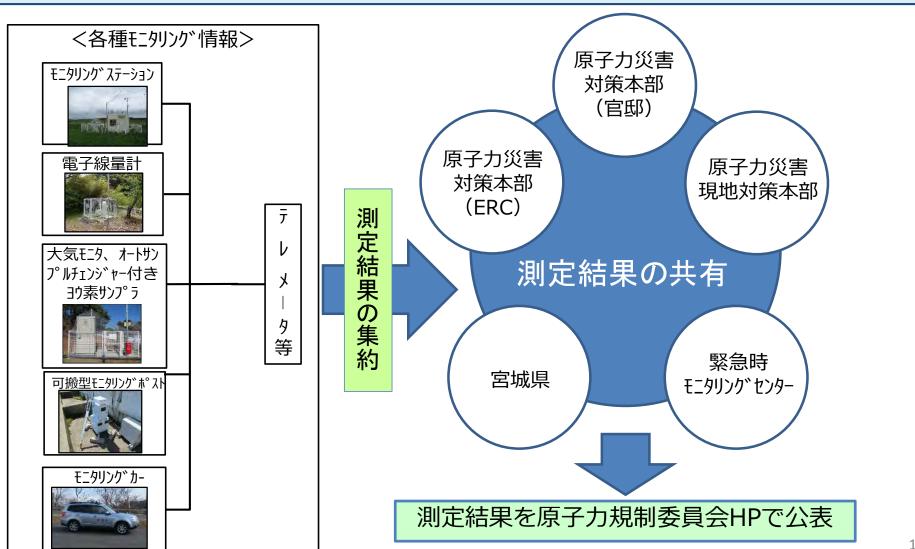


ダストヨウ素サンプラ

緊急時モクリング結果の共有及び公表



▶ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリング センター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームへ゜ージにより 公表。



緊急時モタリング実施計画



- ▶ 宮城県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を 定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

宮城県緊急時モニタリング計画

平成28年3月

宮城県



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- ○モニタリングの継続
- ○固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- ○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- ○モニタリングカーによる測定の実施
- ○ヨウ素サンプラーの設置・測定
- ○飲食物に係るスクリーニング

<実施主体>

- ○緊急時Eニタリングセンター(測定分析担当)
- ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有/報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- ○測定項目一覧
- ○地図及び観測局等の地点図

筡

緊急時モタリングに係る動員計画



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- ▶ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき 事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモリングの実施にあたって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等 (以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び 資機材の情報の調査方法
- ▶ 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モリングヤンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロス等について規定

関係機関の保有資機材数

(平成30年度調査による。宮城県、東北電力を除く。)

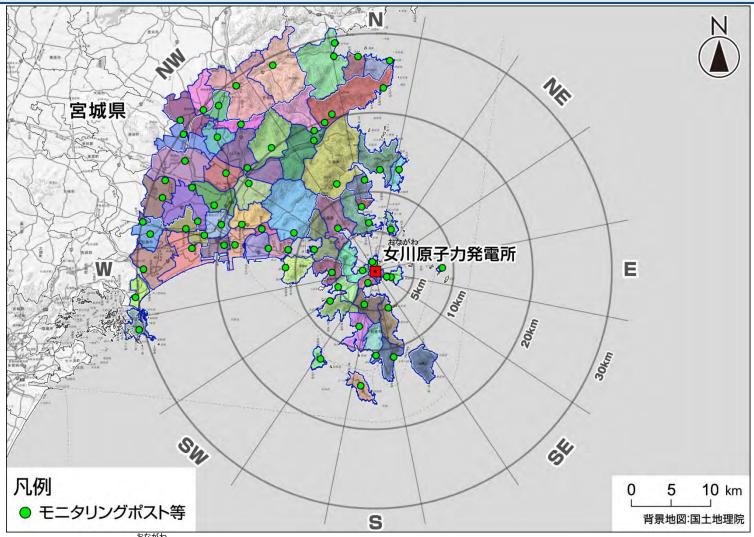
	要員(人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリング゛カー(台)
国	16	35	9
道府県	941	327	38
原子力事業者	629	61	34
関係指定 公共機関	99	6	2

※ 各資機材については保有数を記載

女川地域の緊急時モラリング地点及び一時移転等の実施



▶ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、宮城県ではモニタリングボースト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。モニタリングボースト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、モニタリングボースト等の故障等に備え、可搬型モニタリングボースト等を保有している。



東北電力による女川地域の緊急時にタリング



- ➤ モニタリング ホ ペスト
 - モニタリング・ホ ペスト(6台)等で、周辺監視区域境界付近の放射線量率、放射性物質濃度を測定 ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリング・ホペストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリング・ホペストを別途配備(6台)
- ▶ 可搬型モニタリング ポスト
 - ・施設敷地緊急事態で、海側に可搬型モニタリング ポストを設置(2台)して、周辺監視区域境界付近の モニタリング ま ふ 入 等 と あ わ せ て 原 子 炉 格 納 施 設 を 囲 む 8 方 位 の 放 射 線 量 率 を 測 定
- ► モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
 - 緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備
- > 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射線計測装置(サーベイメータ等)で測定
- > オフサイトの協力
 - 緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリング・ホ。スト



サーベイメータ等を搭載した車両



可搬型モニタリングポペト (衛星回線による通信機能付)



モニタリングカー





サーヘ・イメータ



可搬型ダストサンプラ